長野県（総務部）プレスリリース　令和8年（2026 年）11 月 27 日

長野県情報公開審査会が、公文書の公開請求拒否決定に関する諮問に対して、答申を行いました

長野県情報公開審査会は、長野県知事からの公文書の公開請求拒否決定に関する諮問に対して、答申しました。

今後、この答申を踏まえ、長野県知事が審査請求に対する裁決を行うことになります。

「特定の法人に関する申出に関連する文書」の公開請求拒否決定の件

1　審査請求人の主張の概要

実施機関は、審査請求人からの問合せに対する回答や保有個人情報の開示決定等において、対象文書の存在を認めている。したがって、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は違法かつ不当なものであり、取り消されるべきである。

2　審査会の結論

公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

3　答申の要旨

本件請求は、特定の個人の氏名等を具体的に示した上で、その個人が特定の法人について行った申出に関連する公文書の公開を求めるものであり、その文書が存在するか否かを答えることで、その個人が申出を行った事実の有無や、実施機関がこれを受け付け又は対応した事実の有無が明らかとなり、非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなる。

よって、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

○長野県情報公開審査会の答申の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/johokokai/toshin/index.html

（問合せ先）
担 当　総務部 情報公開・法務課 情報公開・文書管理係
峰村、松本、檀浦
電 話　026-235-7059（直通）
026-232-0111（代表）　内線 2282
F A X　026-235-7370
E-mail　kokai@pref.nagano.lg.jp